

志學館大学図書館規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第39条第3項及び志學館大学学則第62条第2項の規定に基づき、志學館大学図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的等)

第2条 図書館は、志學館大学の教職員及び学生の研究、教育及び教養に資するために必要な図書、雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の資料（以下「資料」という。）を系統的に整備し、提供することを目的とする。

2 図書館は、資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、前項の目的に差し支えない範囲で、施設及び資料の地域への開放並びに他の図書館及び関係機関との相互協力に努めるものとする。

(館長及び職員)

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）及び司書並びに図書館の事務処理をする職員を置く。

2 館長は、図書館の管理及び運営を総括する。

3 館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(図書館委員会)

第4条 図書館に関する重要事項を審議するために図書館委員会を置く。

2 図書館委員会に関する事項は、別に規程に定める。

(資料の収集管理)

第5条 資料の収集管理に関する事項は、別に規程に定める。

(利 用)

第6条 図書館の利用に関する事項は、別に規程に定める。

(事 務)

第7条 図書館の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１９年７月２５日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年２月２７日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年１２月２４日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年１１月１５日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。